

一般社団法人 日本建設業連合会 御中

国土交通省不動産・建設経済局 建設業課
国土交通省物流・自動車局 物流政策課

建設業に該当する特定荷主が作成・提出する改正物流効率化法に基づく 「中長期計画書」の記載例の周知について

日頃より持続可能な物流の実現に向けて御協力いただき、感謝申し上げます。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 23 号）が令和 8 年 4 月 1 日に全面施行され、改正後の物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づき、一定規模以上の荷主（発荷主及び着荷主）、連鎖化事業者（フランチャイズチェーンの本部等）及び物流事業者（トラック事業者及び倉庫業者）は特定事業者として指定され、物流の効率化に向けた中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられます。

この度、建設業を営む特定荷主が「中長期計画書」を作成するにあたり、各欄に記載すべき内容や記載粒度・水準のイメージを持っていただけるよう、下記の内容で「中長期計画書（様式第 3）記載見本集 ― 特定第一種／第二種荷主向け― 【建設業編】」（以下「記載見本集」という。）を作成いたしました。

つきましては、貴協会におかれましては、貴協会の会員事業者に対して、本記載見本集についてご周知いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 記載見本集の概要

本記載見本集は、建設業を営む特定荷主が「中長期計画書」を作成する際の参考資料として作成したものです。各欄について、記載内容及び記載粒度・水準のイメージを示しており、個社の実態（取扱品目、拠点構成、委託先との役割分担、事業規模等）に合わせて数値や実施時期、表現を調整しながら活用いただくことを想定しています。

2. 記載見本集の主な内容

- (1) I 特定荷主の名称等
- (2) II 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画
- (3) III 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画
- (4) IV 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画

3. 留意事項

本記載見本集はあくまで参考資料であり、記載内容は自社の実態に即して適宜修正の上、ご活用ください。なお、中長期計画書の提出はオンラインフォームにて行います。

以上